

# 北海道獣医師会表彰規程

昭和54年1月26日 制定  
中 略  
平成2年11月29日 一部改正

第1条 この規程は、北海道獣医師会の振興発展に寄与協力し又は獣医学術上顕著な功績をあげたものを表彰し、その功労に報いることを目的とする。

第2条 前条の目的に沿う表彰は次のとおりとする。

- 1) 学術貢献会員表彰  
獣医学術上顕著な業績をあげたもの。
- 2) 会務振興発展尽力者表彰  
本会の振興発展に寄与した本、支部役員および一般のもの。
- 3) 学位取得者顕彰  
本会会員で博士の学位を取得したもの。

第3条 前条第1号、第2号による表彰は、支部長の推薦のあった表彰候補者の氏名、推薦調書に基づき、理事会に諮り会長が行う。

2. 推薦調書には次の事項を明記する。  
表彰候補者の氏名、推薦理由、推薦者氏名
3. 前条第3号に該当する会員について、支部長は毎年6月末日までに会長に報告するものとする。

第4条 表彰は大会または総会等において行い、被表彰者名簿に登録される。

第5条 この規程により表彰をうけるものに対しては、賞状を授与するの他、記念品又は副賞を贈ることができる。

2. 記念品又は副賞の額は理事会に諮り会長が決定する。

第6条 表彰にあたり、本規程に定めのない事項は理事会がこれを定める。

## 附 則

1. 昭和54年1月26日より実施する。
2. 昭和60年11月29日一部改正。
3. 第2条、第3条および第4条の改正は平成3年1月1日から実施する。